

平成31年第1回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 平成31年3月5日（火曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明について
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 6 議案第1号 遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について
日程第 7 議案第2号 遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について
日程第 8 議案第3号 遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について
日程第 9 議案第4号 遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第5号 遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について
日程第11 議案第6号 平成30年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第7号 平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算
-

出席議員（11名）

1番	渡 部 正 騒 君	2番	村 田 一 志 君
3番	山 本 悟 君	4番	秋 元 直 樹 君
5番	佐 野 宣 雄 君	6番	三 田 真 美 君
7番	竹 中 裕 志 君	8番	村 川 勝 彦 君
9番	山 谷 敬 二 君	11番	吉 野 正 剛 君
12番	前 田 篤 秀 君		

欠席議員（1名）

10番 吉 田 耕 造 君

列席者

管 理 者 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村瀬 光 明 君

出席説明員

副 管 理 者	石 田 昭 廣 君	副 管 理 者	厂 原 收 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	事 務 局 長	関 野 清 治 君
次 長	山 本 邦 幸 君	消 防 署 長	中 村 清 治 君
総 務 課 長	佐 竹 信 敏 君	消 防 課 長	高 嶋 弘 繼 君
衛 生 施 設 課 長		出 納 課 長	兼 田 信 広 君
予 防 課 長	会 田 政 敏 君		
衛 生 施 設 課 主 幹	田 宮 克 彦 君		

事務局出席者

事 務 局	山 谷 真 予 君	事 務 局	田 内 和 徳 君
事 務 局	齊 藤 有 真 君		

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって、招集されました、平成31年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

○事務局（田内和徳君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、11名であります。なお、10番、吉田議員より本日欠席の届け出があります。定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は12までとなっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、2番、村田議員、9番、山谷議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 「管理者の行政報告及び提出案件の要旨説明」を求める。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

平成 31 年第 1 回遠軽地区広域組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私ともご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

まず、各種事業の執行状況について、ご報告申し上げます。

し尿等の処理につきましては、平成 30 年中のし尿及び浄化槽汚泥の総収集量は 9,703 キロリットルで、前年と比較しまして 17 キロリットル、0.17% の減となっております。

し尿が 167 キロリットルの減少でしたが浄化槽汚泥は 149 キロリットルの増加となっております。

次に、リサイクル事業の処理量は 740 トンで、前年比 98 トンの増加となっており、アルミ缶、スチール缶、発泡スチロールの売り扱いが前年より 566 万 7 千円増の 1,062 万 9 千円となっております。

次に、ごみ焼却施設は、平成 30 年 1 月より本稼働しており、年間処理予定量の 7,951 トンを 132 トン上回る、8,083 トンを処理しております。

次に、平成 30 年中の火災発生件数は、建物火災が 10 件増の 16 件、林野火災 1 件、車両火災が 3 件、その他の火災が 6 件の 26 件で、前年の 15 件から 11 件の増加となっております。

焼損面積は表面積を含め 3,666 平方メートル、林野 182 アールとなっており前年より 1,787 平方メートルの増加。損害額は 9,722 万 9 千円で前年より 4,401 万 9 千円の増加となりましたが、これは牛舎火災の損害額が 4,601 万 2 千円に上ったことによるものです。

焼損棟数は 11 棟増加の 27 棟、り災世帯は 9 世帯増加の 11 世帯、り災人員は 15 人増加の 20 人となっております。

平成 30 年中は死者 1 人、負傷者 7 人となっております。

同じく、平成 30 年中の救急出場状況でありますと、出場件数は 1,653 件で、前年比 5 件の増。搬送人員は 1,553 人で、19 人の減少となっております。

事故種別では、急病 992 件、一般負傷 248 件、交通事故 80 件、転院搬送が 256 件となっており、北見市や旭川市等の病院への患者搬送が多くありました。

なお、旭川市を基幹基地とする道北ドクターへリの出動要請が前年比 7 件減の 16 件あり、前年比 11 人減の 12 人が旭川市及び北見市に搬送されました。

救急車、ドクターへリ搬送を合わせて、地域住民の安心で安全な暮らしを守るために、救急体制の更なる充実に取り組んで参りたいと考えております。

救助出動件数は、20 件で救助人員は 9 人となっており、出動種別としては交通事故 14 件、水難事故 3 件、機械事故 1 件、その他 2 件となっております。多様化する事故に備え訓練をして行き

たいと考えております。

次に消防施設費の執行状況ですが、昨年12月に遠軽町消防団白滝分団に小型動力ポンプ積載車と、生田原出張所に広報車が納車され、1月には遠軽町消防団第1分団に消防ポンプ自動車が納車となりました。

また、日本消防協会から、防災活動充実のため軽自動車1台の寄贈を受け遠軽町消防団に配備され、装備の充実が図られました。

また、今月中に佐呂間出張所に大型水槽車が納車される予定であります。

次に、今議会に提案致しました議案の大要について、ご説明申し上げます。

承認第1号の「専決処分の承認を求めることについて」は、北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止について緊急を要したことから、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものです。

同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」は、オホーツク町村公平委員会委員の高畠秀美氏が平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏の委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第1号「遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について」、議案第2号「遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について」、議案第3号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」は、併せて行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う条文の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号「遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、長時間労働是正のための措置として、労働基準法及び国家公務員の人事院規則において、時間外勤務命令の上限時間が規定されたことに鑑み、職員の時間外勤務命令の上限時間を規則に委任するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」は、消防法施行令、消防法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、飲食店等に消火器具を設置する要件が変わったことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」は、平成30年度事業の執行精査を行い、3款衛生費、4款消防費の不用額を減額するものであります。

歳入につきましては歳出の不用額による各町の負担金の減額、し尿等収集量の減少に伴うし尿処理手数料の減額、ごみ焼却施設解体事業に伴う循環型社会形成推進交付金の増額と、繰越金に追加を行い、これにより、歳入歳出それぞれ3,958万1千円の減額を行い、歳入歳出予算の総額を20億1,527万8千円とするものであります。

次に、議案第7号「平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を前年度比1億437万8千円増の21億5,172万8千円としたところであります。

まず、歳入につきましては、分担金及び負担金20億301万7千円、使用料及び手数料1億132万円、国庫支出金は循環型社会形成推進交付金3,510万1千円、寄附金1千円、繰越金400万円、諸収入828万9千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、組合議会の運営に関する経費として前年度同様に計上しております。

総務費につきましては、組合運営に関する経費及び監査運営に関する経費として、424万6千円を計上しております。

衛生費に、新たに清掃総務費を設け、焼却施設職員の人工費、循環型社会形成推進地域計画策定及び最終処分場建設に係る調査費等3,627万円を計上いたしました。

し尿処理費につきましては、施設の維持管理に係る経費として1億8,038万円、更に、し尿処理施設費に修繕費として355万2千円を計上しております。

塵芥処理費は、ごみ焼却施設長期包括的運営委託料などとして、昨年度比626万8千円増の3億1,774万7千円を計上しております。

塵芥処理施設費は、旧遠軽町清掃センターの解体工事費、マテリアルリサイクル推進施設建設工事発注支援業務委託、それに係る環境影響調査業務委託料等、前年度比1億4,721万4千円増の2億5,702万1千円を計上しております。

リサイクルセンター運営費では、管理運営委託料などとし2,668万9千円計上しております。

常備消防費は、職員の人工費、警防業務経費、予防業務経費及び救急・救助業務経費等を計上しており、前年度比466万4千円増の10億4,885万5千円を計上しております。

非常備消防費は、消防団員の年額報酬及び災害等費用弁償を計上として、前年度比385万5千円減の1億1,269万1千円を計上しております。

消防施設費につきましては、白滝出張所外壁改修工事、上湧別出張所防火水槽撤去工事、佐呂間出張所車庫前排水溝及び屋上防水工事、備品購入費として湧別町消防団湧別分団登栄床小型動力ポンプ積載車、佐呂間町消防団第1分団小型動力ポンプ積載車、白滝出張所配備の高規格救急自動車及び救急用資機材更新に係る購入費を計上し、前年度比5,673万6千円減の9,352万3千円を計上しております。

消防費全体では、前年度比5,592万7千円減の12億5,506万9千円となっております。

公債費につきましては、衛生センターの施設整備事業債として借り入れた償還金及び借入金利子として、6,817万7千円を計上、さらに予備費200万円計上したところであります。

事業の見直しも含め内容を精査するとともに、一層の効率化を図り予算を編成したところであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の大要であります。

ご審議を願う議案につきましては、担当課長等から詳細にご説明いたさせますので、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、第1回遠軽地区広域組合議会定例会にあたりましてのご挨拶いたします。

○議長（前田篤秀君）

日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めるについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐竹総務課長。

○総務課長（佐竹信敏君）

承認第1号「専決処分の承認を求めるについて」をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止について、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり制定及び廃止し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、平成31年2月6日であります。

提案理由といたしまして、北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるよう定める規約を制定し、現行規約を廃止することについて、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

内容を省略いたしまして 次ページ別添参考資料、北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表をお開き願います。

第14条を第15条に繰り下げ、第14条に「組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。」を加える。

附則として、「1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。」、「2 北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。」ものであります。

別表第1、組合を組織する地方公共団体の表中「支庁名」を「管内」に改める。

「石狩振興局（12）」に改め、石狩振興局の項中、市町村・一部事務組合及び広域連合の欄から、「北海道退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道事業団」を削り、檜山振興局の項中「江差ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

胆振振興局の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

「十勝総合振興局（24）」に改め、十勝総合振興局の項中、「十勝環境複合事務組合」を削る。

別表第2、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務の項の「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の項中「北海道市町村退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団」を削り、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

「十勝環境事務組合」を削る。

以上で専決処分書の説明を終了させていただきます。

○議長（前田篤秀君）

これより、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号「専決処分の承認を求めるについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

承認第1号、「専決処分の承認を求めるについて」を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第4、同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」ご説明いたします。

オホーツク町村公平委員会委員、高畠秀美氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、選任したいと考えております、高畠秀美氏につきましては、紋別郡西興部村字西興部293番地にお住まい、昭和25年6月16日生まれの68歳であります。

高畠氏につきましては、西興部村長の職にありまして、長い間、地方自治に精通されている方で、人格、識見共に優れており、公平委員として適任と認められますので、ここに選任をいたしました議会の同意を求めるものであります。

なお、ご本人の略歴につきましては、別紙の参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第6、議案第1号「遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について」、日程第7、議案第2号「遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について」、日程第8、議案第3号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」以上3件は関連がありますので、一括議題上程の順により、提出者の説明を求めます。

佐竹総務課長。

○総務課長（佐竹信敏君）

議案第1号から議案第3号までの「遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について」、「遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について」、「遠軽地区広域

組合個人情報保護条例の一部改正について」は関連する事項がありますので、一括説明させていただきます。

「遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、遠軽地区広域組合情報公開条例及び遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正に伴い、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会の設置について規定の整備を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりましてご説明いたします。

参考資料の1ページ遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例新旧対照表をお開き願います。

第1条を次のように改める。

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、かつ、遠軽地区広域組合情報公開条例（平成30年条例第6号）第15条の2第1項、第18条及び遠軽地区広域組合個人情報保護条例（平成30年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。）第41条第1項、第45条の規定に基づき諮問に応じ調査審議をおこなうため、並びに個人情報保護条例第8条第3項第6号、同条第5項第2号、第9条第1項第2号、第11条第2項、第20条第2項、第31条第2項及び第38条第2項の規定に基づき実施機関及び管理者に対し意見を述べるため、管理者の附属機関として、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

別紙に戻りまして、附則としまして、平成31年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号「遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例に定める遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会に関し、遠軽地区広域組合情報公開条例に定める審査会の設置及び職務に関する規定において重複する条文を整理し、遠軽地区広域組合個人情報保護条例に係る審査会の調査権限に関する規定を削除し、併せて条文の整備を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合情報公開条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりましてご説明いたします。

参考資料の1ページ遠軽地区広域組合情報公開条例新旧対照表をお開き願います。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条—第25条」を「第20条—第24条」に改める。

第15条の2中「、第16条に規定する審査会」を「、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第16条を削り、第17条第1項中「第16条第1号」を「第15条の2第1項」に改め、「第15条の2第1項の」次に「諮問に応じ」を加え、「又は個人情報（審査請求に係るものをいう。以下この条において同じ。）」及び「又は個人情報の開示」を削り、同条第3項中「又は個人情報」を削り、同条を第16条とする。

第18条第4項中「制御」を「制限」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

情報公開制度に係る審議、第18条、審査会は、管理者の諮問に応じ、情報公開制度の適正な運営に係る重要事項を調査審議することができる。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第3号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例に定める遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会に関する、遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正に伴い、遠軽地区広域組合個人情報保護条例に審査会の調査権限等に関する規定を定め、併せて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴う条文の整備を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページ遠軽地区広域組合個人情報公開条例新旧対照表をお開き願います。

目次中「第16条」を「第14条」に、「第17条—第29条」を「第15条—第27条」に、「第30条—第36条」を「第28条—第34条」に、「第37条—第41条」を「第35条—第39条」に、「第42条—第44条」を「第40条—第46条」に、「第45条」を「第47条」に、「第46条」を「第48条」に、「第47条—第51条」を「第49条・第50条」に、「第52条—第54条」を「第51条—第53条」に、「第55条—第58条」を「第54条—第57条」に改める。

第8条第3項第6号中「遠軽地区広域組合情報公開条例第16条に規定する」を削る。

第9条第1項中「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同項第5号中「町」を「組合」に改める。

第10条及び第11条を削り、第12条中「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第10条とする。

第13条第1項中「（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を削り、同条を第11条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

第17条第2項中「（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）」を削り、同条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条第1項第1号中「第17条第2項」を「第15条第2項」に、「第27条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第17条とし、第20条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

第23条第1項中「第19条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第21条とし、第24条を第22条とし、第25条を第23条とする。

第26条第1項中「(情報提供等記録を除く。第4項において同じ。)」を削り、「第24条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第27条第1項中「第43条及び第44条」を「第41条及び第42条」に改め、同条第2項中「第20条」を「第18条」に改め、同条を第25条とする。

第28条第1項中「第22条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条第5項中「第18条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第26条とする。

第29条中「ただし、実施機関は、特定個人情報の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を減免することができる。」を削り、同条を第27条とする。

第30条第1項中「第28条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2項中「第17条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第31条第3項中「第18条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第29条とし、第32条を第30条とする。

第33条第3項中「第31条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第31条とし、第34条を第32条とする。

第35条第1項中「(情報提供等記録を除く。第3項において同じ。)」を削り、「第26条第4項」を「第24条第4項」に改め、同条を第33条とする。

第36条第1項中「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第34条とする。

第37条第1項中「第28条第1項」を「第26条第1項」に改め、「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項第2号中「第13条」を「第11条」に改め、同項第3号中「第14条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)」を削り、同条を第35条とする。

第38条第2項中「第18条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第36条とし、第39条を第37条とする。

第40条第3項中「第38条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条を第38条とし、第41条から第43条までを2条ずつ繰り上げる。

第44条第1項中「第27条第3項」を「第25条第3項」に改め、同条を第42条とし、同条の次に次の2条を加える。

審査請求に係る審査会の調査権限、第43条、審査会は、第41条第1項の諮問に応じ調査審議するため必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、個人情報（審査請求に係るもの）をいう。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人

情報の開示を求めることができない。

2、諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3、審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4、第1項又は前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めることが、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

意見の陳述、第44条、審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2、前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。以下同じ。）を招集してさせるものとする。

3、口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4、口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5、口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

第48条から第50条までを削り、第45条から第47条までを2条ずつ繰り下げ、第44条の次に次の2条を加える。

個人情報保護制度に係る審議、第45条、審査会は、管理者の諮問に応じ、個人情報保護制度の適正な運営に係る重要事項を調査審議することができる。

会長への委任、第46条、第43条から前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第51条から第58条までを1条ずつ繰り上げる。

別紙に戻りまして、附則としまして、平成31年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号から議案第3号の説明を終わります。

よろしく審議のほどお願ひいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、議案3件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第1号「遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について」の質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号「遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について」の質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」の質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を、採決をいたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号「遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第9、議案第4号「遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐竹総務課長。

○総務課長（佐竹信敏君）

議案第4号「遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、長時間労働是正のための措置として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び国家公務員の人事院規則において、時間外勤務命令の上限時間が規定されたことに鑑み、職員の時間外勤務命令の上限時間を規則に委任するため、本条例を定めるものであります。

す。

次のページ別紙をお開きください。

遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりましてご説明いたします。

参考資料の 1 ページ遠軽地区広域組合の勤務時間、休暇等に関する条例新旧照表をお開き願います。

第 8 条に次の 1 項を加える。

「3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に
関し必要な事項は、規則で定める。」を加えます。

2 ページ遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対応表をお開き願います。
第 8 条中「条例第 8 条の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」
を、「職員に時間外勤務（条例第 8 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同
じ）」に改めるものであります。

第 9 条の 2 第 1 号は、1 か月に命ずることが出来る時間の上限を 45 時間と定め、第 2 号は、
1 年間に命じることが出来る時間の上限を 360 時間と規定しております。

これは労働基準法及び国家公務員の人事院規則と同時間であります。

第 2 項は、災害対応等、特例業務は前号の規定を適用しないこと規定しております。

第 3 項は、第 1 項の時間を超え時間外を命令する場合は必要最小限のものとし、当該時間外勤
務に係る要因の整理、分析検証をすることを規定しております。

第 4 項は、時間外勤務の上限に関し必要な事項は管理者が定めることを規定しております。

第 9 条の 3 は、月 60 時間を超えて勤務して時間外勤務代休時間の指定は、60 時間を超えて
勤務した月の末日の翌日から 2 か月後の日までの期間とすることを規定しております。

第 9 条の 3 第 2 項は、60 時間超過時間の代休を与えて場合の、時間外勤務代休時間の指定に
変えた場合の支給について規定したもので、第 1 号は、60 時間超過時間が正規の勤務時間が割
振られた日の場合、時間数に 100 分の 25 を乗じることを規定しております。

第 2 号は、育児時短勤務職員の 7 時間 45 分に達するまでの勤務に係る時間は、60 時間超過
時間に 100 分の 50 乗じることを規定しております。

第 3 号は、60 時間超過時間が正規の勤務時間が割り振られた日以外の日は、時間数に 100
分の 15 を乗じることを規定しております。

第 3 項は、60 時間超過時間の代休を指定する場合、4 時間又は 7 時間 45 分単位とすること
を規定しております。

第 4 項は、60 時間超過時間の代休の指定する場合、始業から連続する時間、又は終業まで連
続する勤務時間で行わなければならない規定で、ただし任命権者が業務運営上、職員の健康及び
福祉を考慮する場合はこの限りではない旨の規定をしております。

第 5 項は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない場合、任命権者は指定し
ないことを規定しております。

第 6 項は、任命権者は 60 時間超過時間の勤務をした職員には、健康及び福祉の確保の観点か
ら、時間外勤務代休時間を指定するよう努める規定をしております。

第 7 項は、必要事項は任命権者が別に定める旨を規定しております。

第35条は、任命権者が業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情があり、能率を甚だしく阻害する場合、又は職員の健康や安全に有害な影響を及ぼす場合、週休日、勤務時間の割振り等、代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることが出来る規定であります。

別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議願います。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号「遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第10、議案第5号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

会田予防課長。

○予防課長（会田政敏君）

議案第5号、「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」ご説明いたします。

遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号）が公布されたことに伴い、飲食店等に消火器具を設置する要件が変わったことから、本条例の一部を改正するものであります。

次のページは、別紙としまして、遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。

遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

第35条第1項第2号中「令別表第1（3）項」の次に「（火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものを除く。）」を加える。

附則といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第11、議案第6号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐竹総務課長。

○総務課長（佐竹信敏君）

議案第6号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

平成30年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,958万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、20億1,527万8千円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。

1款1項負担金から、1億1,592万8千円を減額し、17億9,415万6千円とするものであります。

これは、平成30年度事業の執行精査を行い、衛生費、消防費の不用額を減額するため負担金の減額を行うものです。

次に2款2項手数料から、700万円を減額し、1億6万円とするものです。これは、し尿等収集量減少に伴うし尿処理手数料の減額であります。

次に3款1項国庫補助金に、4,654万1千円を増額し、6,461万7千円とするものです。

これは、ごみ処理施設解体工事に伴う循環型社会形成推進交付金の金額の確定によるものです。

次に5款1項繰越金に、3,650万6千円を追加し、4,801万5千円とするものです。

これによりまして、歳入合計20億5,485万9千円から3,958万1千円を減額し、総額を20億1,527万8千円とするものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

次に3款1項清掃費から、1,393万8千円を減額し、6億2,369万円とするものです。

次に4款1項常備消防費から、795万4千円を減額し、10億3,956万6千円とするものです。

次に4款2項非常備消防費から、1,037万5千円を減額し、1億617万1千円とするものであります。

次に4款3項消防施設費から、731万4千円を減額し、1億4,691万9千円とするものです。

これによりまして、4款消防費の総額を13億1,829万9千円から、2,564万3千円減額し、総額を12億9,265万6千円とするものであります。

各款の減額については、平成30年度の執行精査を行ったものによるものであります。

これにより、歳出の合計額を、20億1,527万8千円とするものであります。

歳入歳出同額であります。

次ページ、第2表継続費補正をお開き願います

総額の3億6,551万2千円を、3億326万6千円とするものであります。

平成30年度年割額を、7,485万9千円を7,368万2千円とし、平成31度年割額を、2億9,065万3千円を2億2,958万4千円とするものであります

次に3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款1項1目し尿処理費1,191万円の減額につきましては、11節需用費は、燃料費等の減額と電気量の増額で150万円の減額、13節委託料は、し尿等収集量の減少に伴い収集業務委託料の減額、徴収業務委託料の減額、施設運転維持管理業務委託料を減額するものであります。

14節使用料及び賃借料は、機械借上料32万円を減額するものであります。

3款1項3目塵芥処理施設費161万7千円の減額につきましては、13節委託料は、ごみ焼却施設解体施工監理業務委託料117万7千円、マテリアルリサイクル推進施設建設基本計画作成業務委託料44万円の減額となっております。

3款1項4目塵芥処理費41万1千円の減額につきましては、13節委託料の長期包括的運営委託事業モニタリング委託事業委託料の執行精査によるものであります。

8ページをお開き願います。

4款1項1目常備消防費795万4千円の減額につきましては、2節給料113万4千円、4節共済費は412万円の減額、11節需用費は183万円の減額は、消耗品費、光熱水費、電気量等の減額であります。

18節備品購入費87万円の減額につきましては、警防業務備品34万円、救急救助業務備品53万円は、執行精査により減額するものであります。

4款2項1目非常備消防費1,037万5千円の減額につきましては、1節報酬は年額報酬を190万円、8節報償費は団運営報償費58万円、9節旅費は災害等費用弁償を450万円、11ページをお開きください、11節需用費は被服費、食糧費で277万円、13節委託料は大型免許取得委託料27万2千円、14節使用料及び賃借料は自動車借上料14万3千円、19節負担金、補助及び交付金は福祉協会負担金21万円を、それぞれ執行精査により減額するものであります。

4款3項1目消防施設費731万4千円の減額につきましては、13節委託料38万4千円、15節工事請負費99万5千円、18節備品購入費593万5千円は、それぞれ執行精査により

減額するものであります。

4ページをお開き願います。

2歳入を説明いたします。

1款1項1目広域組合負担金は1億1,562万8千円の減額で、遠軽町6,177万7千円、湧別町3,334万5千円、佐呂間町2,050万6千円をそれぞれ減額するもので、衛生負担金及び消防等負担金の減額であります。

2款2項1目し尿処理手数料は、700万円の減額であります。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、4,654万1千円の追加で、これは循環型社会形成推進交付金の確定によるものです。

5款1項1目繰越金は、3,650万6千円の追加で、し尿分469万4千円、塵芥分605万5千円、リサイクル分538万8千円、消防分2036万9千円の追加です。

12ページをお開ください。

継続費について、前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書。

平成30年度年割額を、7,485万9千円を7,368万2千円とし、平成31年度年割額を、2億9,065万3千円を2億2,958万4千円とするものです。

総額の3億6,551万2千円を、3億326万6千円とするものです。

継続費の総額に対する進捗率は、30年度は補正前20.5%から補正後24.3%に、31年度は補正前79.7%から、補正後75.7%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の、3、歳出より各款ごとに行います。

3款、衛生費、6ページから7ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、4款、消防費、8ページから11ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次、2、歳入に入ります。

1款、分担金及び負担金、4ページから5ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、2款、使用料及び手数料、4ページから5ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、3款、国庫支出金、4ページから5ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、5款、繰越金、4ページから5ページ。

渡部議員。

○1番（渡部正騎君）

確認のため、質問させていただきます。

12月の議会におきまして財政事情書をいただきております、このときの平成29年度一般会計決算状況という資料がありました。

こちらで繰越金、平成30年度に繰越される繰越金が4,801万5,787円となっておりました。

今議論されております、4ページから5ページの繰越金、こちらの計が4,801万5千円となっておりまして、ほとんど繰越金が残っていないように感じるのでありますが、認識違いかもしれませんので、こちらの繰越金についてご質問したいと思います。

○事務局長（関野清治君）

ただいまの渡部議員のご質問ですけども、ここに出ております繰越金4,801万5千円につきましては、平成29年度から平成30年度へ繰越した額でございます。

平成29年度の財政事情書に出ておりました歳入歳出の差し引き分全額がこちらの方に繰り越されておりまして、端数の千円未満については、千円単位で記載をしておりますので、4,801万5千円という形での繰越額となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君）

渡部議員。

○1番（渡部正騎君）

私の認識違いで、使われているのではなくて、これだけ余っているということですね。

ありがとうございました。

○議長（前田篤秀君）

ほかに。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、第2表、継続費補正、2ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで、暫時休憩します。

11時02分 休憩

11時10分 再開

○議長（前田篤秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第7号「平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐竹総務課長。

○総務課長（佐竹信敏君）

議案第7号、赤番2、平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算書をご用意願います。

議案第7号「平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算」についてご説明いたします。

平成31年度遠軽地区広域組合の一般会計の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,172万8千円と定めるものであります

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によりご説明いたします。

一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものであります。

第1表歳入歳出予算歳入からご説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、20億301万7千円とするものです。

1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料2万円、2項手数料1億130万円、総額を1億132万円とするものです。

3款国庫支出金につきましては、3,510万1千円とするものです。

1項同額です。

4款寄付金につきましては、1千円とするものです。

1項同額です。

5款繰越金につきましては、400万円とするものです。

1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項預金利子3万円、2項雑入825万9千円、総額828万9千円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億5,172万8千円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に歳出でありますが、1款議会費につきましては、57万7千円とするものです。

1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費371万3千円、2項監査委員費53万3千円、総額を424万6千円とするものです。

3款衛生費につきましては、8億2,165万9千円とするものです。

1項同額です。

4款消防費につきまして、1項常備消防費10億4,885万5千円、2項非常備消防費1億1,269万1千円、消防施設費9,352万3千円、総額12億5,506万9千円とするものです。

5款公債費につきましては、6,817万7千円とするものです。

1項同額です。

6款予備費につきましては、200万円とするものです。

1項同額です

これによりまして、歳出合計を21億5, 172万8千円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次、3ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書、1総括を省略いたしまして、3歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款1項1目議会費は、57万7千円で、議員報酬を始め組合議会の運営経費を計上しております。

10ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費は、371万3千円で、前年度比60万9千円の増額であります。

内訳といたしまして、管理者交際費を始め、総務行政一般経費を計上しております。

2款2項1目監査委員費は、53万3千円を計上、内訳として監査委員報酬など監査事務に関する経費を計上しております。

14ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費を新たに設け、焼却施設の職員給与・費用弁償・旅費マテリアルリサイクル施設整備・最終処分場建設に係る調査費等を計上しております。

主なものといたしまして人件費として、嘱託職員1名の報酬246万9千円、職員2名分の給料777万5千円、職員手当555万1千円、共済費289万6千円を計上しております。

8節報償費に最終処分場適地選定委員会報償費として44万5千円を計上しております。

11節需用費は、60万3千円で、消耗品費、燃料費修繕料等を計上しております。

17ページをお開き願います。

12節役務費は、108万2千円で、通信運搬費、火災保険料等を計上しております。

13節委託料は、1, 085万7千円で、遠軽地域循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、最終処分場適地選定業務委託等を計上しております。

14節使用料及び賃借料は、25万5千円を計上しております。

18節備品購入費は、公用車購入等で、332万7千円、27節公課費7万4千円を計上しております。

消耗品につきましては、赤番3、2ページ消耗品費内訳に、備品については3ページ備品購入費内訳に記載しております。

18ページをお開き願います。

3款1項2目し尿処理費は、1億8, 038万円で、前年度比373万4千円の減額となっております。

主なものといたしまして人件費といたしまして、嘱託職員1名の報酬224万4千円、職員1名、再任用職1名の給料549万8千円、職員手当332万3千円、共済費204万9千円を計上しております。

11節需用費は、3, 464万2千円で、消耗品費は、し尿処理業務用薬剤購入費として54万6千円など総額685万7千円。

21ページをお開き願います。

燃料費は車両・施設用として1,049万9千円を計上、光熱水費で電気量1,366万8千円、修繕料に機械器具修繕など348万1千円を計上しております。

なお、消耗品費の詳細については、赤番3、予算資料の2ページに記載しておりますのでご参考願います。

次に、13節委託料につきましては、1億3,015万2千円で、委託料の主なものといたしまして、清掃業務委託料318万1千円、収集業務委託料9,600万円、徴収業務委託料314万円、汚泥処理業務委託料458万4千円、施設運転維持管理業務委託料に10月分から1名を追加し2,223万6千円を計上しております。

23ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料には、取水施設の砂利排出及び除雪用機械の借上料など107万6千円を計上しております。

16節原材料費、19節負担金、補助及び交付金、さらに27節公課費はそれぞれ必要経費の額を計上しております。

18節備品購入費には、パソコン等の購入費として30万1千円を計上しております。

3目し尿処理施設費は、前年比290万8千円減の355万2千円を、11節需用費に計上しております。

これは破碎切刃研磨及び交換整備等であり、詳細につきましては、赤番3、予算資料4ページに記載しておりますのでご参考願います。

次に、4目塵芥処理費は、3億1,774万7千円で、これはごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料等です。

次に、5目塵芥処理施設費は、2億5,702万1千円で、前年度比1億4,721万4千円の増額となっております。なお、財源といたしまして国道支出金3,216万8千円を予定しております。

内訳といたしまして、13節委託料は、ごみ焼却施設解体工事施工管理業務委託等2,994万5千円、15節工事請負費は、ごみ焼却施設解体工事2年目で2億2,198万円、19節負担金、補助及び交付金として、遠軽町併任職員人件費として509万6千円を計上しております。

24ページをお開き願います。

6目リサイクルセンター運営費は、2,668万9千円で、前年度比112万7千円の増額となっております。

主なものといたしまして、12節役務費に各種保険料11万9千円、13節委託料にリサイクルセンター管理運営委託料に2,626万7千円、再商品化業務委託料30万3千円計上しております。

26ページをお開き願います。

4款1項1目消防費は、466万4千円増の10億4,885万5千円を計上しております。

主なものといたしまして、人件費は新規採用職員4名を含む126名分を計上し、2節給料4億850万8千円、3節職員手当3億3,735万3千円、4節共済費1億3,685万1千円となっております。

8節報償費50万2千円、9節旅費は各種会議出席に係る普通旅費といたしまして335万円、

救急救命士の病院研修や、北海道消防学校研修に係る研修旅費としまして443万8千円を合わせまして778万8千円を計上しております。

29ページをお開き願います。

11節需用費は、6,980万3千円を計上し、消耗品費に1,868万6千円で、主なものといたしまして職員の活動服や防火衣購入の被服費590万3千円、救急業務消耗品等の業務用消耗品費と、事務用消耗品、一般消耗品、庁舎維持管理消耗品等の各種消耗品費をそれぞれ計上しております。

消耗品については、赤番3、予算資料2ページに記載しておりますのでご参照願います。

燃料費には、車両や施設などの燃料費として1,982万3千円、電気料など光熱水費に1470万8千円、消防車両や庁舎備品等、及び機械器具等の修繕費として1,598万4千円を計上しております。

31ページをお開き願います。

12節役務費には、電話料など通信運搬費に1,201万8千円、各種手数料に1,008万1千円、車両などの保険料として352万4千円を計上しております。

13節委託料には、職員の健康診断委託料、各種業務委託料のほか、消防救急デジタル無線及び高機能指令台の保守点検委託料を計上いたしまして、総額1,996万1千円を計上しております。

14節使用料及び賃借料は、事務機器やOA機器、施設賃借料など総額724万円を計上しております。

33ページをお開き願います。

18節備品購入費に事務用パソコン、消防用ホース、停電対策用発電機、ストーブ等の購入費として総額1,408万7千円を計上しております。

備品につきましては、赤番3、予算資料3ページに記載しておりますのでご参照願います。

19節負担金、補助及び交付金に1,776万5千円を計上、主なものとして、消防本部、消防署及び上湧別出張所の維持管理負担金、北海道消防学校入校になどにかかる研修負担金として計上しております。

35ページをお開き願います。

27節公課費として自動車重量税327万3千円を計上しております、

34ページにお戻りください。

2項1目消防団費は、1億1,269万1千円で、前年度比385万5千円の減額となっております。

主なものといたしまして、1節報酬に年額報酬2,390万8千円、8節報償費に団運営報奨金として635万円を計上しております。

9節旅費につきましては、火災出動や訓練出動に対する、災害等費用弁償4,934万9千円のほか、旅費等を含め4,986万2千円を計上しております。

11節需用費は、消耗品費に新入団員用の被服費など878万8千円、非常料食糧費に72万円を計上し、総額975万8千円を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金は、2,136万3千円で、北海道市町村総合事務組合負担金を始め各種負担金を計上しております。

36ページにお開きください。

3項1目消防施設費には、9, 352万3千円で、前年度比5, 673万6千円の減額となっています。

11節需用費に、消火栓及び防火水槽の修繕、さらに庁舎修繕料といたしまして857万3千円を計上しております。

15節工事請負費は、白滝出張所外壁修繕工事、上湧別出張所防火水槽撤去工事等、前年度比2, 950万1千円減の1, 209万2千円を計上しております。

工事請負費の詳細は、赤番3、予算資料3ページに記載しておりますのでご参照願います。

18節備品購入費は、白滝出張所配備の高規格救急自動車、救急用資機材、湧別町消防団湧別分登栄床配備の小型動力ポンプ積載車、佐呂間町消防団配備の小型動力ポンプ積載車、更新車両3両分の購入費として、7, 280万8千円を計上しております。

38ページをお開き願います。

5款1項1目元金は、平成20年度から23年度に借入した衛生センター施設整備事業債の償還元金6, 727万8千円を、2目利子には、償還金利子及び一時借入金利子として89万9千円を計上しております。

40ページをお開き願います。

予備費といたしまして、本年度は昨年度同様に200万円を計上しております。

4ページをお開き願います。

歳入についてご説明します。

1款1項1目広域組合負担金は、20億301万7千円で、昨年度比9, 323万3千円の増額になっております。

内訳につきましては、議会事務局負担金482万3千円、衛生負担金として、し尿分1億5, 550万6千円、塵芥分5億7, 054万円、リサイクル分1, 833万1千円、さらに消防負担金として12億5, 381万7千円を計上しております。

遠軽町負担金11億8, 153万5千円、湧別町負担金5億2, 469万8千円、佐呂間町負担金2億9, 678万4千円となっております。

2款1項1目使用料に生田原消防会館の使用料として1万円、行政財産使用料として1万円、合わせて2万円を計上しております。

2項1目し尿処理手数料として9, 600万円を、2目一般廃棄物処理手数料として500万円、3目消防手数料に危険物事務手数料等30万円を計上しております。

6ページをお開き願います。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、ごみ焼却施設解体工事に伴う循環型社会形成推進交付金3, 510万1千円を計上しております。

4款1項1目一般寄付金は、本年度1千円で昨年度同額です。

5款1項1目繰越金は、前年度同額の400万円を計上しております。

6款1項1目預金利子は、前年度同額の3万円を計上しております。

2項1目リサイクル容器売扱収入は、アルミ、スチール缶の売扱いとして735万8千円を見込んでおります。

2目雑入につきましては、生命保険事務手数料等、前年度同額の90万1千円を計上しており

ます。

以上が平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算でございます。

43ページから49ページまでは予算資料といたしまして、給与費明細書等の説明は省略させていただきます。

50ページ、継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、年額割、平成30年度7, 368万2千円、平成31年度2億2, 958万4千円、合計3億326万6千円を予定しております。

国道支出金として、30年度6, 461万7千円、31年度1, 977万8千円、合計8, 439万5千円となっております。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の説明をさせていただきます。

ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業は、限度額を49億267万9千円と定め、前年度までの支出額3億6, 365万2千円、当該年度以降の支出予定額を45億3, 902万7千円とするものです。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について説明いたします

前々年度末現在高2億1, 706万8千円、前年度末現在高見込み額1億2, 590万3千円、当該年度末現在高見込み額5, 862万5千円となっており、衛生施設事業の21年度から23年度分であります。

赤番3、予算資料をご覧願います。

第1表は、構成町負担金の詳細について記載しておりますのでご覧ください。

第2表から第4表につきましては、先ほどの予算説明と重複しますが、消耗品費、備品購入費、施設修繕、工事費の内訳を記載しております。

第5表から第8表につきましては、火災概況、救急概況、し尿等収集概況、リサイクル処理概況につきまして過去5年間分を記載しております。

以上で平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算を省略して、歳入歳出予算事項別明細書の、3、歳出より各款ごとに行います。

1款、議会費、8ページから9ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

なければ、2款、総務費、10ページから11ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

なければ、3款、衛生費、14ページから25ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

なければ、4款、消防費、26ページから37ページ。

三田議員。

○6番（三田真美君）

この消防費の中は、消防団費も入っているとのことでよろしいですか。

消防団費の中で、昨年度に比べて、平成31年度は385万5千円減の予算となっております。

先ほど行政報告でも話されていましたが、385万5千円減の要因をお聞かせください。

○議長（前田篤秀君）

高嶋消防課長。

○消防課長（高嶋弘継君）

平成30年度から4年間の計画で防寒服を計上しておりまして、その金額が150万円ほど下がった分、さらに平成31年度の消防大会が網走市で開催されることにつきまして、旅費の分が削減されたということになります。

以上です。

○議長（前田篤秀君）

三田議員。

○6番（三田真美君）

減額の要因についてはご説明のとおり理解いたしました。

この消防団につきまして、お尋ねしたいことがあるのですが、それぞれの町で消防団の勧誘を行うことになっていると思いますが、3町の団員の充足率はどのようにになっているのか伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君）

高嶋消防課長。

○消防課長（高嶋弘継君）

現在の充足率は、佐呂間町、湧別町に関しましては約9割充足しております。

遠軽町に関しましては8割を切る充足率でありまして、町の広報等で消防団員の勧誘等を行つてあるところであります。

○議長（前田篤秀君）

三田議員。

○6番（三田真美君）

ただ今佐呂間町、湧別町が9割、遠軽町が8割ということありました。

たまたま昨日ですが、私の方に消防団応援の店、これは全道でもやっているそうで団員になれば飲食店等で何かをすると応援していただけるというような取組をしているようです。

これにつきましては、広報には載っていましたが、何をするのか細かく載っていなくて、一体何だろうなと思っていたところで、この話をいただいたところであります。

この充足率が、他の市町村に比べて多いのか少ないのかわかりませんが、町民としてはそれぞれの消防団員の方が一人暮らし世帯を訪問しており、私たちの安全を守ってくれるということありますので、町としてもそれぞれ100%に近づけるよう頑張っていきたいのですが、広域組合としても何かしら消防団員の募集の周知方法を何かしら考えているのであれば、お聞かせ願いたいのと、

やはり、皆さんには職業をもっておられて消防団員になられておりてありますので、今後消防団員の報酬を見直すことを検討されているのかどうかを含めてお尋ねいたします。

○議長（前田篤秀君）

高嶋消防課長。

○消防課長（高嶋弘継君）

年額報酬、費用弁償につきましては、平成29年中の議会で議決されまして平成30年4月から増額している状況であります。

以上です。

○議長（前田篤秀君）

関野消防長。

○消防長（関野清治君）

広域組合としまして消防団員の募集方法等でありますが、実際に最近自営業、農業漁業関係者の就労者が減ってきております。

また、3町内においても人口が非常に停滞している状況もありまして、なかなか新規団員の募集につながらないところでありますけれども、組合としましても毎年、各事業所等を回りまして新規団員の勧誘等を行っておりますし、それぞれ既存の団員さんを通じながら新規の採用者あるいは就労者がいた場合に、声掛けをしているという取組をしながら、現在の定員数を確保すべく努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君）

ほかに。

竹中議員。

○7番（竹中裕志君）

大変初歩的なお尋ねで申し訳ないのですが、消防費の中に高規格救急車の納入について書かれておりますが、今回初めて購入されるということでしょうか。

○議長（前田篤秀君）

高嶋消防課長。

○消防課長（高嶋弘継君）

高規格救急車につきましては、平成7年から消防署、各出張所において高規格救急車になっておりまして、白滝につきましても高規格救急車を運用しており、その更新となっております。

○7番（竹中裕志君）

特徴は見ればすぐわかると思うのですが、一般的な救急車とどれくらい金額の差があるのですか。

○議長（前田篤秀君）

高嶋消防課長。

○消防課長（高嶋弘継君）

仕様等にもよりますが、資機材を含めると1,000万円前後の差と認識しております。

車両だけだと、1,000万円程度の金額となります。

○7番（竹中裕志君）

同じくらいということですか。

○消防課長（高嶋弘継君）

はい。

○7番（竹中裕志君）

わかりました。

○議長（前田篤秀君）

そのほかに。

なければ、5款、公債費、38ページから39ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、6款、予備費、40ページから41ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次、2、歳入に入ります。

1款、分担金及び負担金、4ページから5ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、使用料及び手数料、4ページから5ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、3款、国庫支出金、6ページから7ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、4款、寄附金、6ページから7ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、5款、繰越金、6ページから7ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

なければ、6款、諸収入、6ページから7ページ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

以上をもって、質疑を終わります。

これより議案第7号「平成31年度遠軽地区広域組合一般会計予算」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって平成31年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

11時45分閉会

議長 岸田 鶴秀

議員 村田一志

議員 山谷勘二